○法務省告示第二百九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町十番地の一（株）Ｔ．Ｔ．ビル三階

認証年月日

平成二十八年四月一日

○外務省告示第百三十六号

平成二十八年三月三十一日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

平成二十八年四月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百五十億円（二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政改革開発政策借款として、各省の戦略的優先事項・二千十四年―十八年行動計画の下での計画（以下「計画」という。）においてイラク共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・〇五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(e)　1(1)(d)に規定する借款の額の〇・一パーセントの率で、前払の手数料が課されることになる。

(2)　1(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、計画の実施を支援することを目的として、イラク共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　イラク共和国政府は、イラク共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をイラクの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、イラク共和国政府の国家予算に含められる。

5　イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　イラク共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　イラク共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十一日にバグダッドで

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　岩井文男

イラク共和国財務大臣
ホーシュヤール・マフムード・ズィーバーリー閣下

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十一日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
ホーシュヤール・マフムード・ズィーバーリー

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　岩井文男閣下

○外務省告示第百三十七号

平成十五年五月十六日にロンドンで作成された「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十二年三月四日外務省告示第九十一号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
大韓民国	平成二十二年五月六日	平成二十二年八月六日
モンテネグロ	平成二十三年十一月二十九日	平成二十四年十一月二十九日
トルコ共和国	平成二十五年三月五日	平成二十五年六月五日
スロバキア共和国	平成二十五年七月八日	平成二十六年七月八日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九日	平成二十六年八月十九日

平成二十八年四月二十一日

外務大臣　岸田　文雄